

裏面の記入上の注意をよくお読みの上ご記入ください。

太枠の中は⑧で2と記入された方のみ記入してください。

厚生年金基金

# 年金支給停止事由消滅届

厚生年金基金理事長殿

このたび年金の支給停止事由が消滅しましたのでお届けします。

平成 年 月 日提出

① 受給権者氏名	(フリガナ) (氏) (名)	② 印	③ 性別 男 ・ 女	④ 生年月日	昭和 年 月 日
⑤ 年金証書番号	⑥ 厚生年金基金 加入員番号	⑦ 最後に加入員として 所属していた(加入員 の方は現在の)事業所名		(事業所番号)	
⑧ 加入員資格及び 加入員資格喪失日	1. 現在も加入員である。 [退職日の翌日をご記入ください。] 2. 退職により加入員資格を喪失した。→ [昭和 年 月 日] 平成 年 月 日		⑨ 支給停止事由 消滅理由	1 支給開始年齢に達したため 2 厚生年金保険(国)の老齢厚生年金等の受給権を取得したため 3 在職中に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたため 4 その他( )	
⑩(フリガナ) 住所	住所の郵便番号 (フリガナ)		TEL ( )		
⑪ 支払機関 の指定	1. 銀行・金庫 信組・農協 支店 [普通(総合)・当座] [口座番号] 2. 郵便局現金受取 記号 番号 3. 郵便局自動預入 [ - ]		⑫ 厚生年金保険 (国)から年金を 受けておられま すか	1. はい 2. いいえ 3. 請求中 (社会保険事務所への請求書 提出日平成 年 月 日頃) (提出社保名 社会保険事務所)	
⑬ 基礎年金番号	⑭ 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。				
	厚生年金保険		国民年金		
	船員保険				
⑮ 雇用保険被 保険者番号	⑯ 雇用保険被保険者番 号が記入できない場 合はその理由を		1. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。 2. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 3. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。		
⑰ ⑧で「2. 退職により加入員資格を喪 失した」とお応えになった方で60歳 以上65歳未満の方にお尋ねします。 基本手当(失業給付)を請求または受 けておられますか。	1. 現在受給中である。 2. 現在請求手続中である。 3. 請求しない。 1～2の場合は公共職業安定所に求職の申込みを行った年月日を記入してください。 (平成 年 月 日)				
⑱ 添付書類	1. (厚生年金基金)加入員証 2. (厚生年金基金)年金証書 3. 生年月日に関する市区長村長の証明書又は戸籍抄本 4. ⑫の厚生年金保険(国)から年金を受けておられるときは、 その年金証書(写し) 5. ⑰の1に○をされた方は「雇用保険受給資格者証」の写し				

受付日付印

基金使用欄					
基金処理日	常務理事	事務長	課長	係長	係
年 月 日					
連合会への登録処理日	照会番号	基本手当(失業給付)の併給調整の有無		高在老支給停止調整対象	
年 月 日		1. 対象者 2. 非対象者		1. 対象者 2. 非対象者	

## ● 厚生年金基金年金支給停止事由消滅届記入上のご注意

1. ①氏名は銀行振込等の場合、この氏名で振込みをしますので、通帳の口座名義をご確認のうえ、正しいフリガナを記入してください。
2. ②印鑑は、印鑑登録がされていないものでもかまいません。
3. ⑤「年金証書番号」、⑥「厚生年金基金加入員番号」の欄について  
基金からお渡ししている年金証書又は加入員証により記入してください。
4. 郵便番号は今後の年金の通知の送付先ですので、必ず7桁でご記入ください。
5. 「⑩支払機関の指定」欄について  
郵便局現金受取の場合は、支払日以降に郵便局で証書の発行手続が行われるため、証書がお手元に到着するまで日数を要します。また、郵便局での受取内容の事後確認も容易ではありませんので、なるべく銀行振込、郵便局振込（自動預入）をご指定ください。  
なお、振込の場合は必ずご本人名義の預金口座をご記入ください。
6. 「⑫厚生年金保険から年金を受けておられますか」の欄について  
「1. はい」の場合は、必ず年金証書（写し）を添付してください。  
「2. いいえ」の場合で、国の老齢厚生年金の受給権のある方は必ず国の手続きをとってから基金へこの請求書をご提出ください。
7. 当基金は国に準じて雇用保険の併給調整を行っております。⑧で2と答えられた方は、必ず⑮～⑰をご記入ください。
8. 「⑬基礎年金番号」の欄について  
基礎年金番号通知書または年金手帳（厚生年金保険被保険者証）により記入してください。
9. 「⑮雇用保険被保険者番号」の欄について  
雇用保険被保険者証により記入してください。
10. 「⑰」の設欄について  
「3. 請求しない」と回答された場合でも、後日雇用保険の給付を受けておられることが判明した場合は、併給調整を行いますのでご了承ください。
11. ⑱添付書類「2. 生年月日に関する市区長村長の証明書又は戸籍抄本」は古いものではなく、請求をするときに交付を受けたものがが必要です。
12. 基金の年金は所得税法上は雑所得として課税の対象となり、年間のお受取額（当基金分のみ）が100万円（65歳未満の方は108万円）以上である場合は、その支給のつど源泉徴収されます。  
年金の改定と同時に年金を受けることができる方のうち、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を基金にご提出ください。